

参考資料

- 1 第2次プランの成果指標の達成状況表
- 2 プラン策定までの経過
- 3 秦野市食育推進委員会
- 4 秦野市食育推進庁内会議
- 5 プランとSDGsの関係

1 「第2次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の成果指標の達成状況表

施策の方向性	指標	策定時	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	目標値	達成状況	実績値の把握方法	神奈川目標値	国目標値
基本目標1: 楽しく食べて健康なからだをつくります～生涯食育の推進～											
(1)規則正しい食習慣の向上	1 朝食欠食の割合	3歳児	3.0%	3.7%	2.8%	3.6%	0%	C	3才6か月児健康診査問診票集計	-	0%
		小学生	5.8%	6.4%	6.8%	6.1%	0%	C	全国学力学習状況調査	0%に近づける	0%
		中学生	9.2%	11.5%	12.9%	10.7%	0%	C	全国学力学習状況調査	0%に近づける	0%
		20～30歳代男性	-	-	12.5%	20.5% (令和2年度)	10%以下	C	市民Webアンケート調査	15%以下	15%以下
		2 栄養バランスをそろえた食事をする人の割合(主食、主菜、副菜をそろえた食事をしている人の割合)	63.3%	-	60.3%	62.8% (令和2年度)	80.0%	C	市民Webアンケート調査	健康的な食事内容を心がけている県民の割合:90%以上	栄養バランス等に配慮した食生活を営んでいる国民の割合:60%以上
(2)食を通じた健康意識の向上	3 BMIの区分が正常な人の割合	男性69.2% 女性68.8%	男性68.3% 女性70.2%	男性67.3% 女性69.2%	男性67.0% 女性67.6%	男性75.5% 女性70.0%	C	秦野市健康診査結果	適切な食事、運動等を継続的に実践している県民の割合:50%以上	適正体重を維持している人の割合:50%以上	
		4 低出生体重児の出生割合	10.4%	11.2%	未確定	未確定	減少	C	衛生統計年報	-	(健やか親子21、健康日本21の目標値)
(3)食品の安全性の確保	5 食品を選ぶとき、安全性を意欲して購入する人の割合	32.8%	-	26.8% (令和2年度:複数回答)	60% (令和2年度:複数回答)	90%以上	B	市民Webアンケート調査	安全性に関する基礎的知識を持っている県民の割合:90%以上	安全性に関する基礎的知識を持っている国民の割合:90%以上	
		基本目標2: 食の大切さを実感し、豊かなころを育みます～共食の推進～									
(1)食を通じたコミュニケーションの確保	6 共食の認知度(19日は食育の日)	28.0%	-	29.6%	44.0%	80.0%	B	親子食育推進事業等アンケート	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	
		7 学校給食における地場産物を使用する割合	31.5%	28.6%	31.5%	30.7%	33.0%	C	神奈川県学校給食調査	30%以上	30%以上
			8 食育に関心がある人の割合	74.7%	-	72.3% (令和2年度)	66.8% (令和2年度)	90%以上	C	市民Webアンケート調査	90%以上
基本目標3: 自然を大切に、活力あるくらしをみんなであつくりたい～食でつながりづくり～											
(1)地産地消の推進	9 体験型農業の拡充(観光農業など体験型農業の参加区画数)	250区画	303区画	350区画	360区画	300区画 →修正:400区画	B	秦野市都市農業振興計画調査	-	-	農林漁業体験を経験した国民の割合30%以上
		(2)食料生産における環境への配慮	689.0g	692.2g	676g	653g	613g →修正:636.3g	A	秦野市ごみ処理基本計画	-	-
(3)食育を担う人材の確保、育成・ネットワーキングづくりの推進	10 市民1人1日あたりのごみ排出量(資源物を除く)		3.7%	2.7%	2.9%	2.5%	5% →修正:3.5%	A	神奈川県学校給食報告書における残食率	5.0%以下	-
	11 学校給食の残食率	986回	750回	695回	818回	※1,050回	A	活動実績数(食生活改善推進団体の※デザインサービス、子ども食堂)	食育の推進に関わるボランティアの数6,500人以上	食育の推進に関わるボランティアの数37万人以上	

A: 目標達成 B: 目標に近づいた C: 目標から遠ざかった

2 プラン策定までの経過

(1) 主な経過

年	月	主な内容
令和2年 (2020年)	8月	第1回秦野市食育推進委員会（書面開催） ・第2次はだの生涯元気プランの達成状況について ・今後のスケジュールについて ・骨子案の提示
	11月	第2回秦野市食育推進委員会 ・素案の提示
令和3年 (2021年)	1月	定例部長会議へ報告
		議員連絡会へ報告
		パブリックコメントの実施
	3月	第3回秦野市食育推進委員会（書面開催）

(2) 計画（案）に対する意見募集

ア 意見募集期間 令和3年1月16日(土)～令和3年2月15日(月)

イ 意見の件数 52件

ウ 意見内容の内訳

項目	件数（件）
第1章 プランの策定に当たって	0
第2章 本市の食に関する特色	6
第3章 本市の食を取り巻く現状	7
第4章 プランの基本的な考え方	1
第5章 基本目標別、施策の方向性と基本施策	19
第6章 ライフステージごとの目標と個人の取組	3
第7章 プランの推進体制	0
参考資料	4
その他全般	12

3 秦野市食育推進委員会

(1) 委員会規則

秦野市食育推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条で設置する秦野市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、15 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に係る団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 教育関係職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、食育推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 秦野市食育推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	団体名	役 職	氏名
1	秦野市食生活改善推進団体	副会長	小澤 美代
2	秦野市農業協同組合	常務理事	小島 敏雄
3	秦野商工会議所	観光飲食部会 部会長	秋山 純夫
4	秦野伊勢原食品衛生協会	副会長	神戸 和彦
5	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	理 事	内藤 剛彦
6	一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会	理 事	平野 壯明
7	神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健福祉課長	○谷村 めぐみ
8	秦野市中学校長会	校 長	浅見 恵利
9	秦野市立小学校長会	校 長	有馬 俊一
10	秦野市小学校栄養教諭	栄養教諭	碓井 玲子
11	秦野市学校保健会 養護教諭	養護教諭	川口 恵美子
12	秦野市立幼稚園・こども園園長会	園 長	西尾 孝子
13	学識経験者 神奈川工科大学	教 授	◎饗場 直美
14	公募市民		東江 文香
15	公募市民		大森 善雄

◎：会長、○：副会長

4 秦野市食育推進庁内会議

秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の策定、改定、進行政管理及び情報収集等、必要と思われる事項に関すること。
- (2) 本市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部こども家庭支援課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

座 長	こども健康部	こども家庭支援課長
副座長	こども健康部	健康づくり課長
委 員	政策部	総合政策課長
	くらし安心部	市民活動支援課長
		市民相談人権課長
	文化スポーツ部	生涯学習課長
	福祉部	高齢介護課長
	こども健康部	保育こども園課長
	環境産業部	環境資源対策課長
		環境共生課長
		農業振興課農業支援・鳥獣対策担当課長
		産業振興課長
	教育部	教育総務課長
		学校教育課長
教育指導課長		

5 プランとSDGsの関係

基本目標及び施策の方向性	SDGsの目標（抜粋）				
	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	12 つくも減らそう 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
基本目標 1 生涯食育の推進					
(1) 食習慣の向上	●	●	●		
(2) 食を通じた健康づくり	●	●	●		
(3) 食の安全に対する理解の促進	●	●	●		
基本目標 2 共食によるコミュニケーションの推進					
(1) 食を通じたコミュニケーションの確保		●			
(2) 食に関する様々な体験の充実		●			●
(3) 食の伝統技術や文化の継承		●	●		
基本目標 3 食でつなぐまちづくり					
(1) 地産地消の推進				●	
(2) 環境に配慮した食育の推進	●		●	●	
(3) 食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進		●			●

第3次はだの生涯元気プラン
(秦野市食育推進計画)

令和3年(2021年)3月発行

編集・発行

秦野市 こども健康部 こども家庭支援課

〒257-0054

神奈川県秦野市緑町16番3号

電話 0463-82-9604 (直通)

市ホームページ <https://www.city.hadano.kanagawa.jp>